## 議案第16号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の 制定について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のよう に制定する。

平成28年2月23日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(北本市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 北本市固定資産評価審査委員会条例(昭和26年条例第12号) の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中 第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第 1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審 查法(昭和37年法律第160号)第13条第1項」を「行政不服審 查法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項」に改め、同 条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第3項を同条第4項とし、同条第2項ただし書を削り、同項 を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。第6条に次の1項を加える。
- 5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを 市長に送付しなければならない。

第11条第1項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載 し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和31年条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表男女共同参画審議会委員の項の次に次のように加える。

| 行政不服審査会 | 会長 | 日額 | 20,400円 |  |
|---------|----|----|---------|--|
|         | 委員 | 日額 | 18,600円 |  |

(市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正)

第3条 市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例(昭和42年 条例第24号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「異議の申立て」を「審査請求」に改め、同条第 1項中「20日以内」を「30日以内」に、「異議を申し立てる」を 「審査請求をする」に改め、同条第2項を削る。

(北本市情報公開条例の一部改正)

第4条 北本市情報公開条例(平成3年条例第41号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第13条第3項中「第17条及び」を削る。

「第3章 不服申立て」を「第3章 審査請求」に改める。

第17条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

第18条の見出しを「(審査会への諮問)」に改め、同条中「前条の」を「第1項の」に、「もの」を「者」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があった ときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号 のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく北本市情報公開・個人 情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求に係る公開決定等(公開請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び次条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとする場合。ただし、当該公開決定等について第三者から反対意見書が提出されている場合を除く。
- 2 実施機関は、前項に規定する審査請求についての裁決を審査請求 を受理した日から起算して90日以内に行うよう努めるものとする。 第19条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各 号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に改め、同条第1号中「不服 申立て」を「審査請求」に、「棄却する決定」を「棄却する裁決」に

改め、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定(」を 「裁決(」に改める。

(北本市個人情報保護条例の一部改正)

- 第5条 北本市個人情報保護条例(平成3年条例第42号)の一部を次のように改正する。
  - 第21条第1項中「第24条から第26条まで」を「第25条及び 第26条」に改める。

第24条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第24条 開示決定等又は開示等の請求に係る不作為に係る審査請求 については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第 1項の規定は、適用しない。

第25条の見出しを「(審査会への諮問)」に改め、同条中「前条 第1項」を「第1項」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査 請求人」に改め、「参加人」の次に「(行政不服審査法第13条第4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。)」を加え、同条第2号中 「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」 を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を 同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

開示決定等又は開示等の請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく北本市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求に係る請求に応じない旨の決定を取り消し、 又は変更し、個人情報の全部の開示又は訂正等をすることとする 場合。ただし、当該請求に応じない旨の決定について第三者から 反対意見書が提出されている場合を除く。
- 2 実施機関は、前項に規定する審査請求についての裁決を審査請求 を受理した日から起算して90日以内に行うよう努めるものとする。 第26条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各

号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「棄却する決定」を「棄却する裁決」に改め、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定(」を「裁決(」に改める。

(北本市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第6条 北本市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成18年条例第49号)の一部を次のように改正する。

第1条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第7条第1項及び第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、 同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人、参加 人」を「審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第6 8号)第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)」に、 「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第8条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条 第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第9条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第10条の見出しを「(提出資料の写しの送付等)」に改め、同条第2項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による 閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は 資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただ し、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。 第10条に第1項として次の1項を加える。

審査会は、第7条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写しを当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第12条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
  - (北本市固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の北本市固定資産評価審査委員会条例の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出であって、その申出をすることができる期間の初日が平成28年4月1日以後であるもの」という。)を含む。)について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出をすることができる期間の初日が平成28年4月1日以後であるものを除く。)については、なお従前の例による。

(市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正に伴う 経過措置)

3 第3条の規定による改正後の市営土地改良事業の経費の賦課徴収に 関する条例第4条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」と いう。)以後にされた審査請求について適用し、施行日前にされた異 議の申立てについては、なお従前の例による。

(北本市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第4条の規定による改正後の北本市情報公開条例の規定は、施行日 以後にされた審査請求について適用し、施行日前にされた不服申立て については、なお従前の例による。

(北本市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第5条の規定による改正後の北本市個人情報保護条例の規定は、施 行日以後にされた審査請求について適用し、施行日前にされた不服申 立てについては、なお従前の例による。 (北本市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置)

6 第6条の規定による改正後の北本市情報公開・個人情報保護審査会 条例の規定は、施行日以後にされた審査請求について適用し、施行日 前にされた不服申立てについては、なお従前の例による。